

(3) 騒音・振動

騒音・振動の概況

騒音・振動は人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損なうことで問題になることが多く感覚公害と呼ばれています。とりわけ騒音は、発生源が工場・事業場、建設作業、交通機関から飲食店のカラオケ、さらには私たちの家庭生活によるものまで多種多様です。振動については、工場・事業場、建設作業、道路などから発生する振動が主に地盤を媒体として伝わり、周辺住民の生活環境に影響を与えるもので、その発生源は騒音とほぼ同一であり、騒音とともに発生することが多くなっています。

釧路市は、昭和44年11月に騒音規制法に基づく指定地域、昭和53年3月に振動規制法に基づく指定地域の指定を受けています。騒音・振動の指定地域においては工場・事業場及び建設作業による騒音・振動の排出基準や環境基準が適用されます。

釧路市における騒音に関する苦情としては、建設作業によるものが最も大きな原因となっています。また、住宅と近接している工場・事業場からの騒音についても苦情が発生しています。

近年では、市内の過密化や生活様式の多様化に伴い、日常生活に起因する近隣騒音などによる苦情が発生しています。

また、自動車騒音については、交通量の増加などに伴い、幹線道路沿いの地域において環境基準の超過がみられます。

なお、航空機騒音については、環境基準を達成しています。

発生源の概況

ア．騒音・振動発生特定施設

工場・事業場に設置する施設のうち著しい騒音及び振動を発生する施設について、騒音・振動の指定地域内においては騒音規制法、振動規制法、釧路市公害防止条例により、指定地域外においては北海道公害防止条例により、その設置や変更の際に事前に届出義務が課せられています。

上記の法令等に基づく騒音発生特定施設の届出状況は表3-2-15、振動発生特定施設の届出状況は表3-2-16のとおりです。

表3-2-15 騒音発生施設の届出状況 (平成19年度)

区分 施設の種類	騒音規制法 該当	北海道公害 防止条例該当	釧路市公害 防止条例該当	合計
金属加工機械	85	22	26	133
空気圧縮機等	799	746	-	1,545
土石用破碎機等	23	46	-	69
織機	-	-	-	-
建設用資材製造機械	10	4	-	14
穀物用製粉機	-	9	-	9
木材加工機械	122	89	25	236
抄紙機	3	4	-	7
印刷機械	75	3	-	78
合成樹脂用射出成型機	4	11	-	15
鋳造型機	1	-	-	1
冷凍機	-	-	22	22
ジーゼル発電機	-	-	2	2
ジーゼル等エンジン	-	-	3	3
施設数合計	1,122	934	78	2,134
工場等総数	211	102	37	350

表 3-2-16 振動発生施設の届出状況 (平成 19 年度)

施設の種類	区分	振動規制法 該当	北海道公害 防止条例該当	合計
金属加工機械		99	25	124
圧縮機等		214	188	402
土石用破碎機等		22	50	72
織機		-	-	-
コンクリート製品製造施設		6	6	12
木材加工機械		10	16	26
印刷機械		45	-	45
ゴム練用製造施設等		-	-	-
合成樹脂用射出成型機		-	1	1
鋳造型機		-	-	-
遠心分離機		-	108	108
ジーゼル発電機		-	-	-
冷凍機		-	-	-
施設数合計		396	394	790
工場等総数		129	82	211

平成 19 年度末における届出事業場は、騒音発生施設が 350 事業場、振動発生施設が 211 事業場となっています。施設の種類をみると金属加工機械、空気圧縮機(コンプレッサー)、木材加工機械及び印刷機械などが多くを占めています。

イ．特定建設作業

建設作業による騒音・振動は、作業時間が短く一過性のものですが、使用する作業機械は一般に衝撃力を利用するものが多いため、その騒音のレベルが高く、また強い振動を伴うことから問題を生ずることがあります。建設作業のうち、著しい騒音・振動を発生するくい打ち機などを使用する作業については、騒音規制法、振動規制法により特定建設作業として届出義務が課せられており、発生する騒音・振動及び作業時間などについて規制されています。釧路市では、特定建設作業の実施にあたり、周辺住民への工事説明や騒音防止対策の実施などを指導しています。

また、釧路市建設作業指導要綱により、作業が 1 日で終了する場合や指定地域以外で行われる場合、または無騒音・無振動工法など特定建設作業に該当しない場合でも、工事内容の報告書の提出を求め、法規制に準じた指導を行っています。

平成 19 年度における騒音規制法、振動規制法による特定建設作業の届出件数及び釧路市の指導による報告書の提出件数は、表 3-2-17 のとおりです。

表 3-2-17 特定建設作業届出数及び報告書数 (平成 19 年度)

騒音規制法該当		振動規制法該当		市要綱に基づく報告書の提出	
くい打機	4	くい打機	4	1 日を超えない作業	0
さく岩機	20	ブレーカー	17	指定地域外の作業	18
空気圧縮機	3	破碎機	0	無騒音・無振動工法	83
バックホウ	2	鋼球	0	その他	0
トラクターショベル	1				
ブルドーザー	0				
合計	30	合計	21	合計	101

一般環境騒音の状況

ア．環境騒音

釧路市では、一般地域における騒音の実態を把握するため、環境騒音調査を実施しています。平成 19 年度は図 3-2-23 のとおり 8 地区について、調査を実施しました。環境騒音の測定結果は表 3-2-18 のとおりで、8 測定全地点が全時間帯とも環境基準を達成しています。

表 3-2-18 環境騒音測定結果 (単位 デシベル)(平成 19 年度)

類型	用途地域	番号	測定地点	測定結果					
				昼間			夜間		
				環境基準			環境基準		
A	第 1 種低層住居専用地域	1	文苑 4-10	55	44		45	39	
	第 1 種中高層住居専用地域	2	興津 2-27	55	41		45	39	
		3	緑ヶ岡 2-22	55	47		45	38	
	第 2 種中高層住居専用地域	4	中島町 6	55	48		45	44	
B	第 1 種住居地域	5	鳥取大通 5-11	55	52		45	45	
		6	入舟 6-3	55	45		45	40	
C	準工業地域	7	星が浦大通 4-6	60	51		50	43	
	工業地域	8	仲浜町 4	60	54		50	47	

1. 番号は、図 3-2-23 の番号に対応
2. 時間区分 昼間 (6:00~22:00) 夜間 (22:00~6:00)
3. 測定値は等価騒音レベル
4. 環境基準の達成状況： 達成、×未達成

図 3-2-23 環境騒音測定地点図



イ．自動車騒音

釧路市では、自動車騒音の実態を把握するため、平成 19 年度は、図 3-2-24 のとおり主要幹線道路等に面する地域 6 地点で騒音の測定と交通量の調査を実施しました。

環境基準の達成状況は表 3-2-19 のとおりで、すべての地点で自動車騒音に係る要請限度（141 ページ用語解説参照）を下回っています。

表 3-2-19 自動車騒音測定結果 (単位 デシベル) (平成 19 年度)

番号	道路名	測定地点	類型	測定結果						交通量 (台)		
				昼間			夜間					
				環境 基準	要請 限度		環境 基準	要請 限度				
1	国道 38 号	大楽毛 1-9	C	70	75	72		65	70	67		18,750
2	道々釧路環状線	昭和南 3-5	B	70	75	68		65	70	60		19,272
3	道々釧路鶴居弟子屈線	新橋大通 3-1	C	70	75	65		65	70	58		12,942
4	国道 44 号	新釧路町 6	C	70	75	68		65	70	63		15,420
5	市道久寿里橋通	鶴ヶ岱 1-10	B	70	75	69		65	70	63		12,408
6	道々釧路環状線	春採 3-1	C	70	75	69		65	70	62		11,190

1. 地図番号は、図 3-2-24 の番号に対応
2. 時間区分：昼間（6:00～22:00）夜間（22:00～6:00）
3. 測定値は等価騒音レベル、交通量は 12 時間（7:00～19:00）である
4. 基準適否：環境基準達成、環境基準を超え要請限度以下、×要請限度を超過

図 3-2-24 自動車交通騒音・道路交通振動測定地点図



ウ．道路交通振動

平成 19 年度、道路交通振動は表 3-2-20 のとおり、自動車騒音と同じ 6 地点において測定を実施しました。

道路交通振動については、環境基準は設定されていませんが、昼間・夜間とも特に問題となるような大きな値は測定されず、すべての地点で要請限度を大幅に下回っています。

表 3-2-20 道路交通振動測定結果

(単位 デシベル)(平成 19 年度)

番号	道路名	測定地点	測定結果					
			昼間			夜間		
			要請 限度			要請 限度		
1	国道 38 号	大楽毛 1-9	70	41		65	37	
2	道々釧路環状線	昭和南 3-5	65	41		60	37	
3	道々釧路鶴居弟子屈線	新橋大通 3-1	70	43		65	40	
4	国道 44 号	新釧路町 6	70	43		65	40	
5	市道久寿里橋通	鶴ヶ岱 1-10	65	46		60	45	
6	道々釧路環状線	春採 3-1	70	43		65	39	

1. 番号は、図 3-2-24 の番号に対応
2. 時間区分： 昼間(8:00~19:00) 夜間(19:00~8:00)
3. 測定値は 16 時間連続測定(1 時間 1 回)した 80% 上端値の時間区分ごとの平均である。
4. 基準適否： 要請限度以下、×要請限度を超過

エ．航空機騒音

釧路市では、平成 19 年度は、図 3-2-25 のとおり釧路空港周辺 3 地点で調査を実施しました。

環境基準の達成状況は、表 3-2-21 のとおりで、全地点で環境基準を達成しています。

表 3-2-21 航空機騒音測定結果

(単位 WECPNL)(平成 19 年度)

番号	測定地点	類型	環境基準	測定結果	測定回数
1	駒牧 9		75	66	1
2	桜田 11		75	63	1
3	桜田 13		75	58	1

1. 番号は、図 3-2-28 の番号に対応
2. 環境基準の達成状況： 達成、×未達成

図 3-2-25 航空機騒音測定地点図及び当てはめ地域

